工場 • 事業場排水等自主管理要領

1 目的

この要領は、水質汚濁防止法の特定事業場及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める 汚水に係る特定工場等(以下「特定事業場等」という。)における排出水の汚染状態を自主測定 することにより、公害の未然防止を図ることを目的とする。

2 排出水の自主測定

(1) 対象工場・事業場 すべての特定事業場等とする。

(2) 測定箇所

すべての排水口における排出水とする。

(3) 測定項目及び回数

排出量及び有害物質使用の有無により、次の基準に従い、月1回以上測定するものとする。

排出量	有害物質使用の有無	測定項目	
30m³/日未満	無	рН	
	有(過去使用も含む)	pH 現在使用している又は過去に使用していた有害物質	
3 0 m³/目以上 (畜房にあっては	無	pH、BOD、SS及び汚染のおそれのある生活環境項目	
15m³/日以上)	有(過去使用も含む)	pH、BOD、SS及び汚染のおそれのある生活環境項目 現在使用している又は過去に使用していた有害物質	

- 注1)「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質をいう。
- 注2)「生活環境項目」とは、水質汚濁防止法施行令第3条に規定する項目をいう。
- 注3) 「過去に使用していた有害物質」については、一定期間の測定結果から今後排出するお それがないと判断できる場合(一定期間の測定結果が不検出値未満等)は、測定項目を省 略することができる。
- 注4) 温泉を利用する旅館業における「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」の項目については、一定期間の測定結果から、排水基準の超過のおそれがなく、かつ、排出水中の濃度が概ね一定であると判断できる場合は、年1回まで測定回数を減ずることができる。
- 注5) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める汚水に係る特定工場等については、pH

について1日1回以上とする(条例施行規則第31条関係、別表第9)。

(4) 測定方法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)によるものとする。

注6) p Hについては、簡易測定器具等(3.0~11.0以上の測定有効範囲があり、かつ、0.1目 盛が判別できる測定精度を有するものに限る)により測定することができる。ただし、月 1回以上は、上記検定方法によるものとする。

(5) 測定結果の記録

測定の結果は、水質汚濁防止法の特定事業場については、法に定める様式第八(水質測定記録表)により、栃木県生活環境の保全等に関する条例の特定工場等については、条例に定める別記様式第10号により記録し、測定結果の記録は3年間保存するものとする。この際、事業者自らが行う場合は水質測定記録表に加え当該測定に伴い作成したチャートその他の資料^{達7)}を、また、外部に委託する場合は水質測定記録表に加え計量証明書等を保存すること。

なお、様式の各欄に記載すべき事項又はこれに相当する事項に係る計量証明書等がある場合は、 当該証明書等を添付すれば、様式の当該各欄への記載を省略することができる。

注7) 「チャートその他の資料」は、排水基準に係る検定方法や特定地下浸透水に係る検定方法 に従って測定した場合に作成されるべき資料を指し、①採水日、試料の保存方法等の試料採 取記録、②検量線、濃縮・希釈記録等の計算結果記録表、③クロマトグラム、測定装置から の打ち出し記録等のチャート類等の資料のことをいう。

(6) 測定結果の電磁的記録及び保存

測定結果を書面の記録等に代えて電磁的記録及び保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

ア 作成した電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製 するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録をパソコン等 に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 なお、測定結果を電磁的記録により保存する場合は、法又は条例による記録の保存規定に反す ることのないように次の点に配慮するよう努めること。

ア データを保存した媒体を扱う機器又は当該データを扱うプログラムには、当該データ管理 者等のID、パスワードを設ける等の措置をとることにより第三者の虚偽入力、書き換え及 び消去を防止すること。

- イ データが、法令に定める期間にわたり損なわれることがないよう保存すること。
- ウ 媒体に記録されたデータは、当該媒体以外の記録媒体にバックアップを行い、当該媒体と 異なる場所に保存すること。
- エ データ内容を必要に応じディスプレイ装置に表示すること又は印刷装置により印刷することができるようにすること。

3 測定結果の報告

前項の規定による測定結果の報告は、次によるものとする。

(1) 対象工場・事業場

次のいずれかのうち、測定結果が排水基準を超えた特定事業場等

- ア 1日当たりの排出量が30m³(畜房施設にあっては15m³)以上である特定事業場等
- イ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場及びその他有害物質を排出するおそれのある特定 事業場等

(2) 報告事項

前項(3)に掲げる項目について様式第1により報告するものとする。

(3) 報告書の提出先及び提出部数

報告対象特定事業場等が所在する市町村(環境行政担当課)へ、次により提出するものとする。

事業場等の所在地	宛 先	提出部数
宇都宮市以外	所管する環境森林事務所長又は環境管理事務所長	計 2 部
	所在する市町村長	
宇都宮市	宇都宮市長	1 部

(4) 報告期日

測定を実施した日の属する月の翌月末日までに報告するものとする。

付 記

昭和49年12月9日作成

昭和53年12月13日一部改正

附則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成13年5月10日から適用する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年3月25日から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

様式第1

工場排水等測定結果報告書

平成 年 月 日

報告者住所事業場名氏名

印

平成 年 月 日、採取した工場排水等の測定結果を次のとおり報告します。

試 料	名		
採取	易 所		
採 取 年	月 日		
採取	庤 刻		
外	観		
臭	気		
水	温		
排水	量		
分析項目	рН		
	ВОД		
	SS		
特定施設	等の		
使 用 ;	犬 況		
分 析 機	関 名		